

「その他点検・検査・廃消火器リサイクル」について

消防関係の点検には、次の「(1)消防用設備等の点検」以外に、(2)～(4)の点検や検査があります。また、消火器の廃棄については(5)廃消火器リサイクルをご覧ください。

(1)消防法第17条の3の3に基づく「消防用設備等の点検」

消防用設備等が火災時にその機能を正常に発揮できるようにするための点検です。国家資格者である**消防設備士**や**消防設備点検資格者**によって行われる点検で、6月ごとに行う機器点検と1年ごとに行う総合点検があります。なお、特定防火対象物は1年に1度、非特定防火対象物は3年に1度、消防長又は消防署長にその点検結果を報告する必要があります。

上記の資格者を有する事業所については、当ホームページの**表示登録会員名簿**をご覧ください。

(2)消防法第8条の2の2に基づく「防火対象物点検」

特定防火対象物のうち、次の①と②に該当するものに義務付けられた点検で、1年に1度、国家資格者である**防火対象物点検資格者**に点検をさせ、消防長又は消防署長にその点検結果を報告する必要があります。

- ① 収容人員が300人以上のもの
- ② 収容人員が300人未満のもののうち、地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、その部分から地上に通じる階段が1系統（その階段が屋外階段、特別避難階段等の場合を除く。）である防火対象物

上記の資格者を有する事業所については、当ホームページの**表示登録会員名簿**の右端の「参考」欄下の「防火対象物点検資格者」欄に○が付されている事業所をご覧ください。また、**表示登録会員名簿（簡易版）**では  マークが付されている事業所をご覧ください。


点検基準に適合していると認められた場合

- ・防火基準点検済証（セイフティマーク）を表示することができます。
- ・申請に基づき、3年間継続して点検基準に適合するほか、法令の遵守状況が優良であると、消防長又は消防署長が認定した場合は、点検報告義務が3年間免除され、**防火優良認定証**を表示することができます。

(3)消防法36条に基づき同法第8条の2の2を準用する「防災管理点検」

防災管理点検の対象となるのは、主に、自衛消防組織設置防火対象物で次の①～③のいずれかに該当するもので、1年に1回、専門的知識を持つ**防災管理点検資格者**に点検をさせ、消防長又は消防署長にその点検結果を報告する必要があります。

- ① 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のもの
- ② 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のもの
- ③ 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のもの

上記の資格者を有する事業所については、当ホームページの**表示登録会員名簿**の右端の「参考」欄下の「防災管理点検資格者」欄に○が付されている事業所をご覧ください。また、**表示登録会員名簿（簡易版）**では  マークが付されている事業所をご覧ください。

点検基準に適合していると認められた場合

- ・防災基準点検済証（セイフティマーク）を表示することができます。
- ・申請に基づき、3年間継続して点検基準に適合するほか、法令の遵守状況が優良であると、消防長又は消防署長が認定した場合は、点検報告義務が3年間免除され、**防災優良認定証**を表示することができます。

ただし、防火対象物定期点検、防災管理定期点検の両方が義務となる対象物は、両方の表示の要件を満たした場合のみ「防火・防災基準点検済証」又は「防火・防災優良認定証」の表示をすることができます。

～以上が消防法関係です～

(4) 建築基準法第12条に基づく「防火設備定期検査制度における検査」

この検査は、建築基準法第12条第3項に基づく検査制度で、消防法に基づく点検とは異なるものです。建築基準法に基づき設置された防火戸や防火シャッター等が、火災時に確実に作動するよう適切な維持保全を図るために、専門家（**建築士**及び**防火設備検査資格者**）によって防火設備の作動状況を十分に検査する必要があります。

なお、対象となる建物や点検期間などについては、管轄する建築部局にお尋ねください。

上記の**防火設備検査資格者**を有する事業所については、当ホームページの**表示登録会員名簿**の右端の「参考」欄下の「防火設備検査資格者」欄に○が付されている事業所をご覧ください。

また、**表示登録会員名簿（簡易版）**では  マークが付されている事業所をご覧ください。

(5) 廃棄物処理法等に基づく「廃消火器リサイクルシステム特定窓口」

高压容器である消火器は、使用期限を過ぎて腐食や破損があると破裂事故の恐れもありますので、廃棄する場合は、必ずリサイクルシールを貼付し、リサイクルシステムをご利用ください。

廃棄物処理法等に基づく**廃消火器リサイクルシステム特定窓口**は、このような廃棄する消火器の引き取りを行える事業所です。この事業所については、当ホームページの**表示登録会員名簿**の右端の「参考」欄下の「廃消火器リサイクルシステム特定窓口」欄に○が付されている事業所をご覧ください。

また、**表示登録会員名簿（簡易版）**では  マークが付されている事業所をご覧ください。